

令和8年度旭川市産前・産後ヘルパー事業実施業務に係る事業者について、次のとおり募集します。

令和8年3月13日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約担当部局

〒070-0031 旭川市1条通8丁目ツルハ旭川中央ビル2階

旭川市子育て支援部おやこ応援課子育てサービス係

電 話 0166-25-9738

FAX 0166-26-0506

e-mail oyakooouen@city.asahikawa.hokkaido.jp

2 業務の概要

(1) 業務名 令和8年度旭川市産前・産後ヘルパー事業実施業務

(2) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 業務概要

別に定める旭川市産前・産後ヘルパー実施要綱及び旭川市産前・産後ヘルパー事業実施業務仕様書によるものとする。

本件は、令和8年度産前・産後ヘルパー事業実施業務に係る事業者を募集するものであり、当該事業者に応募した者のうち、3の応募資格要件を満たす全ての者を受託予定者として決定し、委託契約（単価契約）を締結する。

3 応募資格要件

応募者は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者のうち指定居宅介護事業者、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条に規定する指定居宅サービス事業者のうち指定訪問介護事業者又は同等のサービスが提供できる事業者であること。

(2) 産前産後ヘルパーとして派遣可能な従事者を有していること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 応募の日において、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされて

- いる者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定を、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 応募の日において、市町村税を滞納していない者であること。

4 応募申請書類の交付期間及び方法

(1) 交付期間

令和8年3月13日（金）から令和8年3月26日（木）まで

(2) 交付方法

1の場所で交付するほか、旭川市ホームページからのダウンロードにより交付する。

5 応募手続き等

(1) 応募申請書の提出

ア 提出期限 令和8年3月26日（木）午後5時

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

(2) 提出書類

ア 旭川市産前・産後ヘルパー事業実施事業者申請書（様式1）

イ 事業者概要（様式2）

ウ 従事者名簿（様式3）

※従事者の資格者証明書の写しを添付すること。

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 応募資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 提出期日、提出場所、提出方法、注意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

7 受託予定者の決定

提出書類により応募資格要件の確認を行い、応募資格要件の全てを満たす者を受託予定者として決定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7における受託予定者と随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第24条の規定に該当する場合は免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

毎月の事業実績に基づき後払いとする。